

令和4年3月17日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
茂 松 茂 人
(公印省略)

「要介護認定等の実施について」の一部改正について

平素より本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、要介護認定等に係る取扱いを示す「要介護認定等の実施について（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）」につきまして、今般、申請書に医療保険の個人単位被保険者番号を記載する欄を設ける等の所要の改正が行われ、厚生労働省より、令和4年4月1日より適用することとした通知が都道府県等に対し発出されるとともに、日本医師会へも周知依頼がなされた旨、情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本通知につきましては、日本医師会ホームページ_メンバーズルーム_介護保険_要介護認定のページ (<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/nintei/>)に掲載されるとのことです。

<担当>大阪府医師会地域医療2課（安田）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: t-yasuda@po.osaka.med.or.jp